

“自家採種(増殖)の原則禁止”で

日本の農業はなくなる!!

「種子がなくなれば食がなくなり、食がなくなれば国がなくなる」と言われています。その種子がなくなろうとしています。

菅政権は臨時国会(10/28~)で継続審議の「種苗法改正案」を通そうとしているのです。種苗法改正案に反対する院内集会(2020年10月26日)が開かれ多くの国会議員(野党)も参加。

山田弁護士(元農林大臣)は“種子法廃止・農業競争力強化支援法・種苗法改正”が一体となって日本の農業を壊していくと警鐘を鳴らしました。

「種子法廃止」は1952年以降国・県・農協が守ってきた米・麦・大豆の主要農産物の種子行政を廃止するもので、これはTPPの流れの中で出されてきたことが明らかになったと(訴訟の中で国が記述している)。そして今、全国の道府県では“種子条例”を作つて(22自治体)米など主要農産物を守ろうとしている状況を説明しました。千葉県も2020年9月議会で条例を制定しました。

種子法廃止と同時に制定された「農業競争力強化支援法」は戦後国や県の公が蓄積してきた種子育成の知識・知見を民間に積極的に渡してしまう法律であり、これでは多国籍企業が種子を取り上げてしまうことになると。

そして今回の「種苗法改正案」では登録品種の自家採種(増殖)が原則自由から、原則禁止となり日本の農業を壊してしまうと指摘。

日本の農家の52.2%で登録品種の自家採種を行つてゐる。青森県のお米は99%が登録品種であるとのこと。

民間が開発したミツヒカリの種子価格は、公が開発したコシヒカリの種子価格の10倍です。自家採種が禁止になり育成者に“許諾料”を払うとなると農家はやっていけません。

EU・英国・米国でもUPOV条約により自家採種(増殖)が原則禁止されていますが、主要なものについては例外的に自家採種が認められています。せめてEU・米国並みに自家採種を認めるべき。日本の改正案は一律禁止。

“種子を支配することは食料を支配する。…それは国をも支配することになる”日本の農業を守るために種苗法改正案の審議入りはやめて欲しいと訴えました。

沖縄の農家山本さんは「種苗法改正案」を分析・批判しました。

- ① シヤインマスカットの種苗が中国に流出したことを理由にして、種子の流出防止のためには自家採種(増殖)を禁止しなければと今回の改正案が出されているが、これはまったくのレトリックで誤りだと。UPOV条約に加盟しているのに相互登録を怠った。シヤインマスカットを中国で登録すればよかつたものを“農研機構”がちゃんとやらなかつた、その誤りの原因を農家の自家採種のせいにしているのだ。オカシイ。
- ② DNAを一部変更した(自然をちょっと壊したこと)ことで知的財産権を認めるのはおかしい。DNAは自然が持っているもの。農業競争力強化支援法で民間に“育種の知見”を渡したらそれこそ民間の知的財産権となってしまう。おかしい。
- ③ 登録品種の種苗を農家が自分の土地にあわせて育てている。この技術が大切なのにそれ



2020/10/26

を否定するのは農業が分かっていない。自家増殖は農家の技術です。サトウキビ、イチゴ(ランナー)、果実(剪定枝)は自家増殖でより良い農作物になっています。なのにサトウキビ、アンノワイモなど自家増殖して作っている長年の農業のあり方を否定し種苗法を改正したら育成者権が絶対になります。もしモンサントなどグローバル企業が品種の権利を持つと農家はモンサントからの許諾が必要になり許諾料も払うようになる。

防衛とは国土と国民を守ることと言うが、農ができなくなれば食の安全保障がなくなり、国防も何もないことになる。菅政権は農を売ろうとしていると厳しく批判しました。

安田節子さんは“種子法廃止・農業競争力強化支援法・種苗法改正”の上に最後に米国の米輸入のためお米の「検査体制の改訂」が出されていると現状の問題点を指摘しました。

○改正案で日本は自家採種を一律禁止しようとしているが、UPOV条約に基づくEU・米国でも原則自家採種を認めないが例外規定として“飼料作物・穀類・ジャガイモ・油料および纖維作物”的主要な守るべきものについては自家採種と認めている。又、小規模農家には“許諾料なし”で農家を守っている。

『食料の安全保障』『人々の食料主権』『農家の採種の権利』などを踏まえてせめてEU並みにすべきと。

○主要先進国における登録品種の自家増殖の扱い

国	自家増殖の扱い	例外作物
EU	自家増殖を認めていない (一部例外あり)	飼料作物、穀類、ジャガイモ、油料及び纖維作物
オランダ	自家増殖を認めていない (一部例外あり)	麦類、ジャガイモ
英国	自家増殖を認めていない (一部例外あり)	飼料作物、穀類、ジャガイモ、油料及び纖維作物
米国 (植物特許) (品種保護法)	自家増殖を認めていない 自家増殖を認める	— —

農水省資料

○お米は種子法廃止で、野菜は自家採種禁止で、農産物が知的財産権の中に投げ込まれてしまう。お米が公的種子から民間の種子へ、毎年粉を買うことになってしまう。それによって600種もある米の品種が大企業の少しの品種へと収斂してしまうことに…

○お米の検査規定の見直し:これまでカメムシによる斑点米(着色粒)が1000粒に1粒(0.1%)以下にしないと1等米ではない。輸入米では一等、二等はなく1%でOK。今回の検査規定の見直しで一等・二等をはずす方向に。

厳しすぎる検定ゆえにネオニコチノイド系農薬が使われ続けている米作の問題点を解決するといった方向性として受け入れるべきよい点もあるが、その他の見直しを見ると米国の輸入米のためになされているのではという点が見受けられるとの事。

この突然提示してきた検査規定の改定内容は、規制改革推進会議の中で(株)ヤマザキライスから出された意見書をほぼ反映する形で出されてきた。

“一等米二等米の等級をなくす”“公的検査から機械的計測の自主検査に”“産地品種銘柄指定を見直し全国的な品種銘柄へ”“JAS規格を民間主導で制定。農業・流通業者・外食中食事業者などで検討”等の見直しの方向を見ると大規模生産者や米国からの輸入米の利益と一致する内容だということを指摘しました。

食料自給率37%。コロナ禍で自給率アップの必要性が更に明らかに。それなのに国家の安全保障のためにも又何よりも国民の食の安全保障からも“食=種子”をどう守り育成していくかを考え行動するのが国のリーダーのすべきことなのに種苗法改正の一連の動きはどう見ても国の食をグローバル企業に売り渡す行為。認めるわけにはいきません。

登録品種の海外流出の防止を本当に考えるなら海外での品種登録のありようをきちんと整備することが第一。国内の多くの農家をつぶすことになる“自家採種禁止”的法改正は筋違いです。改正案は法の正義ではありません。

『民主主義と自治そして平和主義』ふじしろ政夫 047-445-9144

*活動報告HPに掲載「いい鎌ヶ谷ふじしろ政夫」でアクセスできます。